

	サービス種別	内容	ご質問	回答
1	共通	運営ガイド48ページ「外出支援の対象とならない外出」について	「旅行等の宿泊中を含む場合等。宿泊先まで及び宿泊先からの移動部分についての利用は可能。ただし、同行援護については取り扱いが異なります。」とありますが、同行援護の取り扱いを教えてください。	同行援護には移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚情報の支援が含まれるので、宿泊先においても必要な支援が認められます。ただし、就寝中等サービス提供を行っていない時間については報酬算定することはできません。
2	共通	代理受領額通知について	集団指導資料63ページ「介護給付費等の受領-1」にある「代理受領額通知をサービス提供月の翌月に発行している」とありますが、これは65ページに説明のある「介護給付費等の支払いを受けてから発行」とおりでなかったための指摘として理解してよろしいか。	お見込の通りです。介護給付費等を受領してから代理受領額を利用者に通知してください。

※いただいたご質問の中で、今回の集団指導の内容と関わりのないもの及び個別性の高い案件については除外しています。